

平成27年8月

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続きについて

平成27年6月25日に、「建築士法の一部を改正する法律」（平成26年法律第92号）が施行され、改正後の建築士法第22条の3の3により、建築設計業務委託契約又は建築工事監理業務委託契約の締結に際して、書面に記載し、当事者が署名又は押印して相互に交付しなければならない事項が追加されたところ です。

つきましては、対象業務の場合、通常の契約手続きに加え下記の手続きが必要となりますので、よろしくお願ひします。

1 対象業務

延べ面積300㎡を超える建築物の新築に係る建築設計業務又は建築工事監理業務

（増築、改築、大規模修繕、大規模模様替に係る部分が延べ面積300㎡を超える場合は適用対象）

2 契約手続きの流れ

（1）落札決定時（調達契約課⇒落札者）

- ・改正建築士法の対象業務については、契約図書等の中に、【別紙1】「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の様式が添付されています。【別紙1】は、契約書へ綴じ込む書類となりますので、契約書を製本する前に、工事担当課で内容確認を受けてください。
- ・なお、ホームページの「書式のダウンロード」に様式のデータ版がありますのでご活用ください。（建築設計用と監理用の2種類あります）。

（2）事前の内容確認（受託者⇒工事担当課）

- ・工事担当課の担当者へ、下記の提出書類を提出し、内容の確認を受けてください。

《提出書類》

- ①【別紙1】「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」：1部
※「設計に従事することとなる建築士」欄は、一般競争入札参加確認申請書で配置予定技術者として届け出ている建築士を記入してください。
- ②【別紙1】の内容を確認するための添付書類：各1部
 - 「建築士事務所登録証明書の写し」
(事務所登録が確認できるものであれば可)
 - 「建築士免許証の写し」
(業務従事者のもの)
 - 「構造設計一級建築士、設備一級建築士の免許証の写し」
(業務従事者が該当資格者である場合)
 - その他【別紙】の内容を照合するために必要な書類
(必要な場合のみ)

(3) 契約締結時 (受託者⇒調達契約課)

- ・契約締結期限までに、調達契約課へ契約書等をお持ちください。
- ・契約書には、工事担当課で内容の確認を受けた【別紙1】を、綴じ込み製本してください。なお、契約書は2部ありますので、2部とも同じ【別紙1】を添付してください。
(事務所登録証明書などの添付書類は綴じる必要はありません)
- ・調達契約課で内容の確認を行った後、契約締結を行います。

3 再委託に関する手続き

- ・業務の一部を委託する場合は、下記の書類を2部、工事担当課へ提出してください。
 - ①【別紙2】「再委託(変更)承諾申請書」
 - ②【別紙3】「履行体制に関する書面」
 - ③【別紙4】「再委託届」

4 その他

- ・【別紙1】の記載事項に変更が生じた場合は、変更契約が必要となりますので、すみやかに工事担当課へ報告してください。
- ・【別紙2～4】の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに工事担当課に報告し、変更手続きを行ってください。

【別紙1】

【建築設計業務用】

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	仕様書のとおり
-------------	---------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
() 設備士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にその旨を記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

【別紙 1】

【建築工事監理業務用】

建築士法第 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	仕様書のとおり

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	仕様書のとおり
-------------------------------------	---------

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
(建築設備の設計 (工事監理) 関し意見を聴く者)	
【氏名】:	
【資格】: () 建築士	【登録番号】
() 設備士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にその旨を記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分 (一級、二級、木造)	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

【別紙2】

再委託（変更）承諾申請書

平成 年 月 日

四日市市長

住所
受託者
氏名 ⑩

業務委託契約に関して、下記のとおり業務の一部を再委託したく、委託契約書第7条第3項の規定に基づき申請致します。

記

1. 再委託予定者の住所、名称、氏名

（別添 再委託届）のとおり

2. 再委託する業務の内容（具体的に記載すること）

（別添 再委託届）のとおり

3. 再委託する業務の契約金額（予定）

（別添 再委託届）のとおり

4. 再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由

5. 再委託に係る履行体制に関する書面

（別添 履行体制に関する書面）のとおり

6. その他発注者が必要と認める書面

再委託（変更）承諾書

平成 年 月 日

受託者氏名 様

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③ 受託者は、発注者から求められた場合は、②の書類の写しを提出すること。

発注者

四日市市長 ⑩

（※2部提出すること。）

履行体制に関する書面

平成 年 月 日

住 所

受託者

氏 名

(受託者) ××株式会社	(再委託先1)	
	○○○有限会社	
	住所、TEL：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	<input type="checkbox"/> △△に関する <input type="checkbox"/> 地区基礎調査
(再委託先2)		
○○○有限会社		
住所、TEL：		
代表者氏名：		
	担当業務範囲 若しくは内容	<input type="checkbox"/> △△に関する <input type="checkbox"/> 地区基礎調査
(再委託先3)		
○○○有限会社		
住所、TEL：		
代表者氏名：		
	担当業務範囲 若しくは内容	<input type="checkbox"/> △△に関する <input type="checkbox"/> 地区基礎調査
(再委託先○)		
.....		

(備 考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

- ①再委託の相手方の氏名（若しくは代表者氏名）
- ②再委託の相手方の住所
- ③再委託を行う業務の範囲（若しくは内容）

【別紙4】

平成 年 月 日

四日市市長

受託者 住所
氏名 ⑩

再委託届

下記業務の施工に当たり、次の者に再委託をいたしたく届け出ます。

委託名	
業務委託料	
委託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

再委任の業務内容・再受託者の名称等		
業務内容	再受託者 (住所・名称・代表者名)	再委任額
		円
		円
		円
		円